

# 『航空機騒音対策基本方針』 の概要

平成30年12月 千葉県



「航空機騒音対策基本方針」(基本方針)は、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」(騒特法)に基づいて定めるものです。

今回、成田国際空港の更なる機能強化として、航空機の年間発着枠50万回への拡大に伴い平成30年12月18日に変更したものです。

## ● 騒特法とは？

都市化が進むと予想される空港周辺地域については、土地利用に関する規制・誘導により、騒音障害を未然に防止するとともに、あわせて、適正な土地利用を図る必要があります。

そこで都市化が進む前に、おおむね10年後にどれくらい騒音が発生するかを予測して、土地利用計画を定め、この土地利用を計画的に進めることによって、航空機騒音の影響を未然に防ごうというものです。

また同時に、騒音の影響を受けない施設を積極的に整備することによって、地域の振興を図っていくこともねらいです。

正式名称は「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」といいます。

## ● 騒特法が適用されているのは？

成田国際空港だけです。

## ■ 「基本方針」とは？

騒特法を具体化するための指針であり、昭和57年11月に策定し、これまでに3回の変更を行っています。(平成12年6月、平成19年2月、平成23年3月)

## ■ 「基本方針」は何を定めているの？

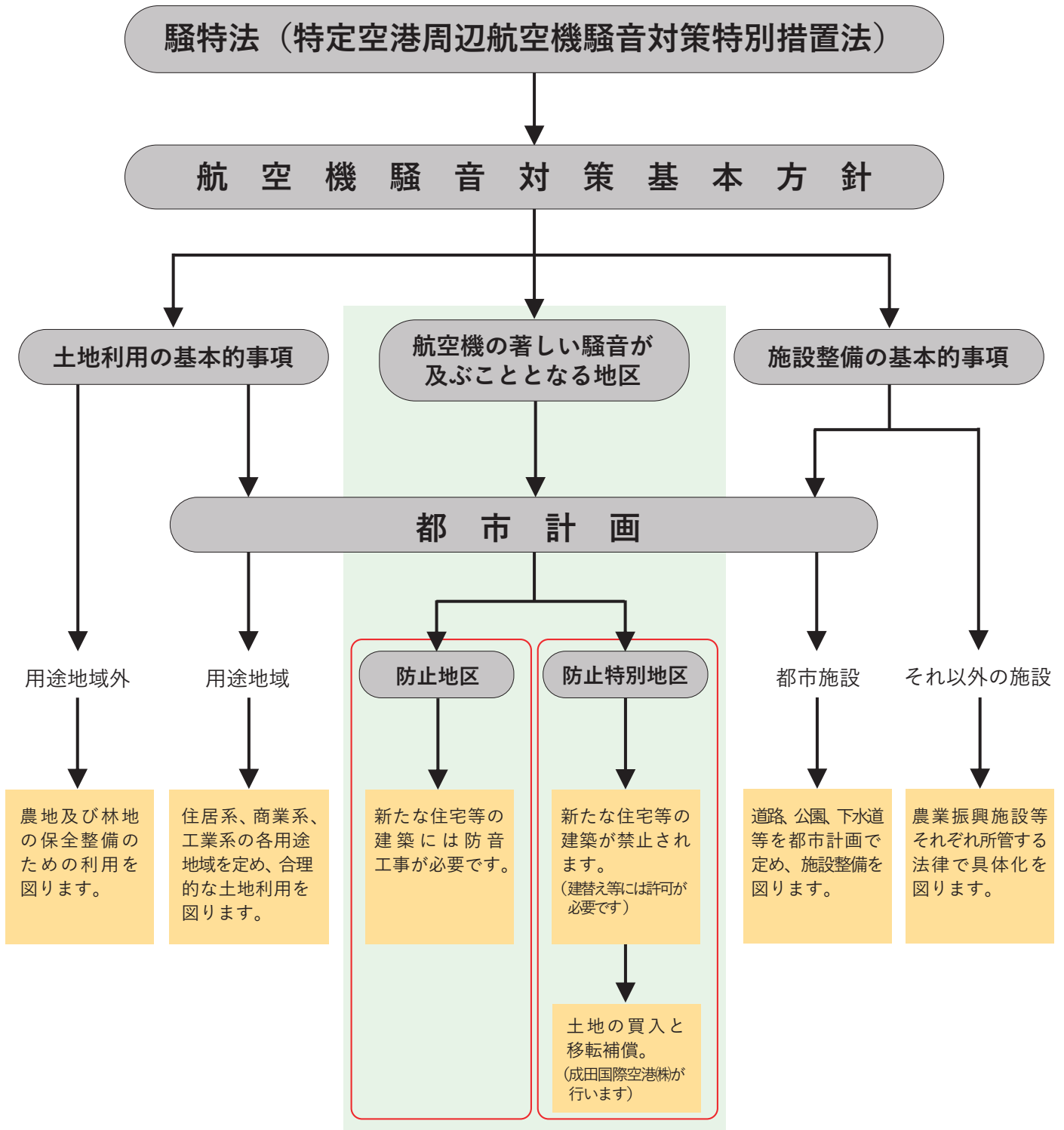
おおむね10年後を予測しながら、成田国際空港の周辺地域における、

- (1) 航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区
- (2) 土地利用の基本的事項
- (3) 施設整備の基本的事項

の3つについて定めています。

特に(1)は、関係する皆様の将来の生活設計に大きな影響を与える内容を含んでいます。

# 騒特法～基本方針～都市計画の流れ



法律

騒特法



指針

基本方針



具体化

都市計画

3つのステップで進めます。

# 1

## 航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区 (防止地区と防止特別地区)

騒音の程度に応じた土地利用を進めるため、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる範囲を予測し、この予測を基本に設定しています。この地域では、建築制限などがあります。

成田国際空港の騒音等の予測資料を参考としながら、すでに実施されている住民対策などを考慮し、可能な限り集落を分断することのないよう配慮して設定しています。

航空機騒音障害防止地区とすべき地域 (防止地区) は、**Lden 62デシベル以上**

航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域 (防止特別地区) は、

**Lden 66デシベル以上**

の地域を基準として定めています。

※Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

音の質、大きさ、持続時間、回数、時間帯等を総合的に組み合わせた航空機騒音の評価指標

### ● 防止地区

(Lden 62デシベル以上)

新たに住宅等を建築する場合には、防音上有効な構造とすることが義務付けられます。

### ● 防止特別地区




(Lden 66デシベル以上)

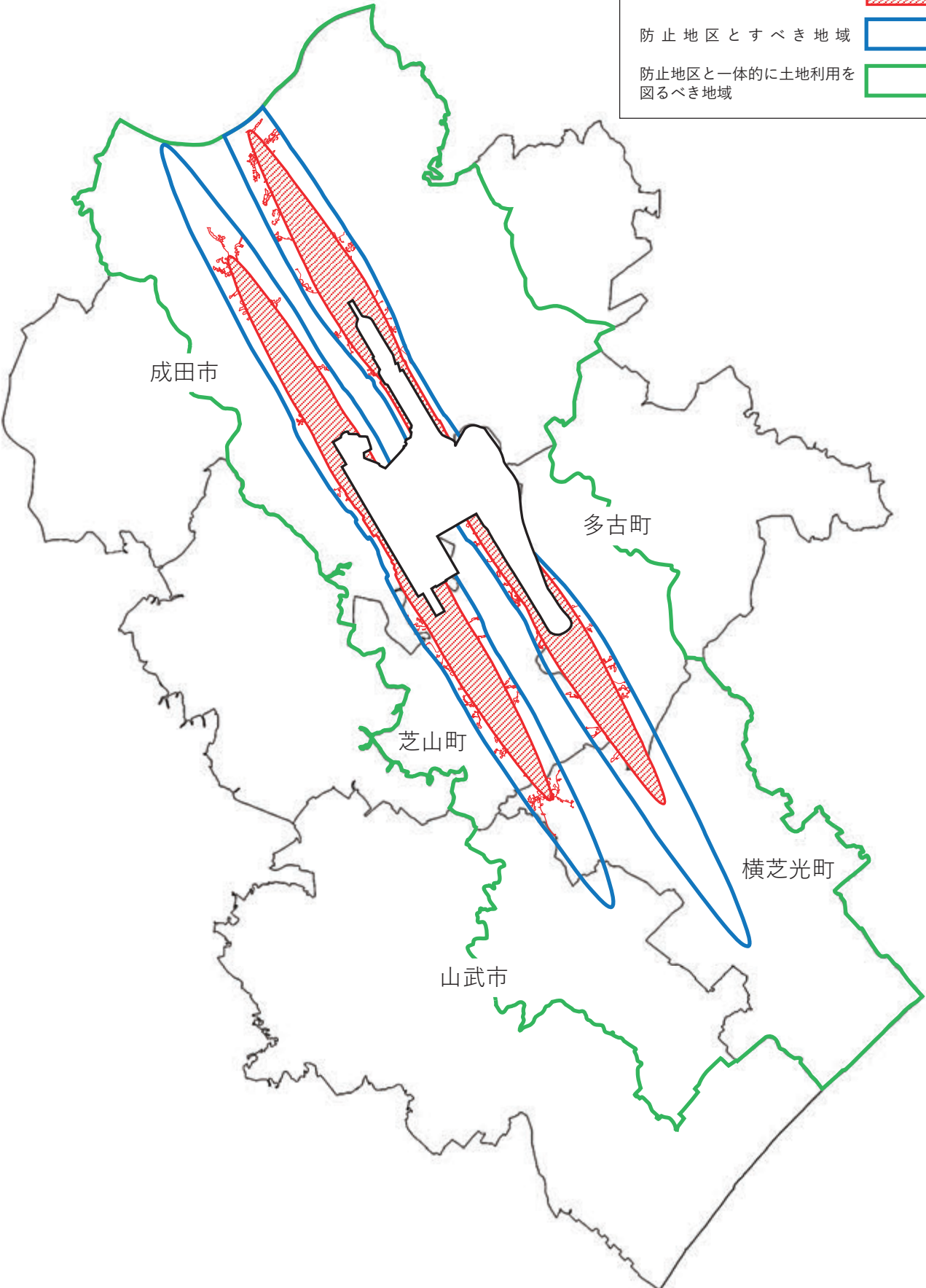
- ① 防止地区の中でも特に著しい騒音が及ぶこととなる地区であり、決定後は新たな住宅等の建築が禁止されます。
- ② 移転を希望される方の宅地の買入れや移転補償は、成田国際空港(株)によって行われます。

この2つの地区については、都市計画で定められます。

防止地区及び防止特別地区いずれについても、都市計画決定前に建てられた住宅等への規制や義務付けはありません。

# 防止地区・防止特別地区の概要図

防止特別地区とすべき地域	
防止地区とすべき地域	
防止地区と一体的に土地利用を図るべき地域	



# 2

## 土地利用の基本的事項

### (1) 土地利用の目指す方向は・・・

成田国際空港の機能強化や、空港施設、高規格幹線道路の整備などを踏まえ、生活環境の保全に配慮しながら、自然環境と都市的機能の調和のとれた土地利用の推進を目指して、その基本的な事項を定めています。

#### ① 生活環境の保全

騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用を推進し、生活環境の保全と利便性に恵まれた地域の実現を図ります。

#### ② 地域振興

「基本プラン」※の内容を踏まえ、農商工業の振興、広域的なインフラ整備、生活環境の改善などの実現に向けた土地利用を図ります。

※成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」（平成30年3月）

成田国際空港の機能強化による効果をくまなく波及させていくため、四者（国、県、空港周辺市町、成田国際空港(株)）で決定した、空港周辺の地域づくりに関する基本的な方向性や内容をまとめたプラン

### (2) 対象地域の地区区別の方向は・・・

#### ① 防止特別地区

- ・ 農業のための利用、騒音の緩衝緑地等の環境保全用地としての利用、工業及び流通業務用地などへの利用を促進します。
- ・ 移転跡地の適正な管理と有効活用を促進します。

#### ② 防止地区（防止特別地区を除く。）

- ・ 農地及び林地の保全整備を促進するとともに、環境の保全や生活利便性の確保を図ります。
- ・ 工業及び流通業務、商業業務等の用地としての利用を計画的に促進します。

#### ③ 一体的土地利用地域 防止地区と一体的に土地利用を図るべき地域

- ・ 防止地区と同様に農地及び林地の保全整備のための土地利用を促進します。
- ・ 環境の保全や生活利便性の確保により良好な住環境の形成を図りつつ、住宅用地としての利用を促進するとともに、交通網の整備推進により、工業及び流通業務、商業業務等の用地としての活用を図ります。

# 3

## 施設整備の基本的事項

基本方針では、土地利用の基本的な方向を具体化するため、次の6項目にわたって施設整備に関する基本的事項を定めています。

### ① 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設

- ・防音林、防音堤など

### ② 生活環境施設

- ・道路、公園、上下水道などの生活基盤
- ・防災施設、教育施設、社会福祉施設など

### ③ 産業基盤施設

- ・成田用水の施設更新、ほ場整備
- ・産業用地の確保、企業誘致など

### ④ 国土保全施設

- ・河川改修など

### ⑤ スポーツ又はレクリエーションに関する施設

- ・公園、自転車道など

### ⑥ その他地域の振興に寄与する施設

- ・公共交通ネットワーク
- ・首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路
- ・国道296号、県道成田小見川鹿島港線など



成田用水（水管橋）



道の駅多古あじさい館



空港シャトルバス



圏央道（大栄JCT）

# Q1

基本方針で定めた地区と都市計画で定める地区の範囲は同じですか？

**Ans.** 同じです。

# Q2

移転補償等の範囲は？

**Ans.**

住宅及び住宅と一体的に利用されている倉庫、立木などの移転補償と、宅地及び宅地と一体的に利用されている農地などの土地の買入です。

詳しくは成田国際空港(株)に確認してください。



移転補償等概要図

# Q3

防止特別地区内に住み続けることはできますか？

**Ans.**

住み続けることはできます。新たな住宅等の建築は規制されますが、すでにある住宅の移転を義務付けているものではありません。なお、移転せずに引き続き住み続ける場合には、防音工事の助成を受けることができます。

# Q4

防止特別地区内にある住宅の建て替えはできますか？

**Ans.**

すでにお住いの住宅の建て替え（新築・改築・増築）や、従前から防止特別地区内にお住いの世帯からの分家住宅については、許可を受けて住宅を建築することができます。

詳しくは県又はお住いの市町に確認してください。

## お問い合わせ先

○成田市 空港地域振興課 ☎0476-20-1520  
○山武市 空港みらい対策室 ☎0479-80-7115  
○多古町 企画空港政策課 ☎0479-76-5409  
○芝山町 空港地域振興係 ☎0479-77-3906

○横芝光町 空港・地域振興室 ☎0479-84-1279  
○千葉県 空港地域振興課 ☎043-223-2280  
○成田国際空港(株)  
用地部用地業務推進室 ☎0476-34-5897